

岩手県告示第22号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により、指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和元年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定確認検査機関の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
一般財団法人岩手県建築住宅センター	事務所の所在地	奥州市水沢字横町2番1号 メイプル4階	奥州市水沢西町2番31号 メゾンノワール101号	平成31年3月18日